

# 学 寮 規 則

## 第1条 目的

県立名護高等学校寄宿舎（学寮）は、本校在籍生徒で就学困難な生徒の就学支援を行う施設として、規則正しい学寮生活を通して人格の形成と学力向上に努め、社会に有為な人材を育成することを目的に、学寮規則を定め学寮運営と寮生の指導に当たる。なお、学寮運営及び寮生の管理指導において、学校長が最終責任を負うものとする。

## 第2条 学寮運営委員会

学寮の管理運営及び寮生の管理指導のため、学寮運営委員会を設置する。学寮運営委員会は教頭・事務長・生徒指導部代表・舎監で構成し、委員長は委員から選出する。

## 第3条 舎監

1. 舎監の勤務時間は次の通りとする  
午前6時～午前8時30分までと、午後5時30分～午後11時まで。
2. 舎監の業務は以下の内容とする。
  - (1) 保護者の代行者として家庭的雰囲気作りに努め、寮生指導をする。
  - (2) 寮生が自己確立できるように努める。
  - (3) 寮生の親睦のため、学寮行事を計画する。
  - (4) 寮生が自主学習できる雰囲気作りを行う。
  - (5) 環境の整備と寮生の健康管理を行う。
  - (6) 寮生の保護者との連絡を密に行う。
  - (7) 寮生の生活における、必要事項の報告連絡を行う。
  - (8) 規則正しい生活のため、生活指導を行う。
  - (9) 学寮運営委員会において、施設設備の管理と運営、寮費の収支、寮生の生活指導に関することを協議する。
  - (10) 各部屋の定期点検（月2回）を行う。また、緊急の場合等必要に応じて部屋点検を行う。
  - (11) 学寮日誌の作成・記入
  - (12) 代直割当計画表の作成
  - (13) その他、学寮運営・管理に関すること。

## 第4条 代直

舎監の代直については、金・土曜日、祝祭日前日は「宿直」、土・日、祝祭日は「日直」を行う。また、夏季休業中においては「日直」を行う。但し閉寮期間を除く。代直は本校の職員を以て、以下の要領で行う。

1. 土・日、祝祭日の日直（8：30～17：30）女子職員が当たる。半日に割り当てても良い

2. 金・土曜日、祝祭日の前日の宿直（17：30～翌8：30）男子職員が当たる。
3. 夏季休業中の日直（8：30～17：30）男女を問わず、通常勤務として、全職員が当たる。半日に割り当てても良い
4. 業務 代直の勤務時間及び業務内容は舎監業務内容に準ずる。

#### 第5条 寮費・会計報告

学寮運営の経費は寮費及び入寮費をもってあてる。金額は以下の通りとする。

1. 寮費（1ヶ月） 27,000円
2. 入寮費（入寮時のみ） 3,000円
3. 寮費は毎月27日に収納代行サービスによる銀行引落（口座振替）を原則とする。
4. 寮費を3ヶ月滞納する生徒は退寮とする。
5. 舎監は毎月毎に寮費会計収支決算報告を寮務運営委員会に行うこと。

#### 第6条 閉寮期間

学寮の閉寮期間は次の通りとするが、明確な期間は学校行事を考慮して決定する。

1. 夏季 4月下旬～5月初旬（GW期間）、8月上旬～8月下旬
2. 冬季 12月下旬～翌年1月上旬
3. 入試期間 3月
4. 学年末 3月下旬～4月上旬

#### 第7条 問題行動

問題行動については下記の通り（A）（B）に定め、問題行動があった生徒については学寮運営委員会に諮り処分を決定する。

1. 問題行動（A）は以下の内容とする
  - （1）飲酒及び同席
  - （2）喫煙及び同席
  - （3）異性間の部屋の出入り
  - （4）学校の懲戒指導を受けた場合
  - （5）部外者の無断出入り・宿泊をさせた場合
  - （6）無断外出・外泊
  - （7）いじめ・暴力行為等があった場合
2. 問題行動（B）は以下の内容とする
  - （1）学寮の秩序を乱す行為や寮生の本分に反する行為
  - （2）舎監の指導に応じない場合
  - （3）学寮生活心得を遵守しない場合
  - （4）正当な理由がなく点呼に欠席する場合
  - （5）その他指導が必要と思われること

3. 問題行動の処分内容は以下の通りとする

- (1) 問題行動 (A) 処分内容
    - ①問題行動1回目は1ヶ月程度の自宅通学一時退寮とする。
    - ②問題行動2回目は退寮とする
  - (2) 問題行動 (B) の処分内容
    - ①違反1回目 保護者同伴 校長嚴重注意
    - ②違反2回目 1ヶ月程度の自宅通学一時退寮とする
    - ③違反3回目 退寮とする
- なお、(A) (B) 違反回数は学年進行の累積とする

#### 第8条 入寮更新

- 1. 寮生は学年末に入寮更新手続きを行うこと。手続きを行わない者は退寮とする。
- 2. 学寮運営委員会は、入寮更新の可否に関しては生活態度・学習成績等を基に審議する。更新が認められなかった寮生は退寮とする。
- 3. 更新手続き提出書類は以下の通りとする
  - (1) 学年末成績証明書 (1・2年生)
  - (2) 生活環境調査書
  - (3) 保険証の写し
  - (4) 保証人 (身元引受人) の証明書 (変更者のみ)
  - (5) その他必要なもの

#### 第9条 学寮自治組織

学寮に自治組織を置く。

- 1. 寮長 2名 (男女各1名)
- 2. 副寮長 2名 (男女各1名)
- 3. 生活班 美化班 レク班
- 4. その他必要に応じて係を設置し活動する。

#### 第10条 学寮生活心得

寮生は学寮規則を遵守し、学寮規則第1条の目的を達成するため、以下のことを学寮生活心得として日課を実践すること。

- (1) 舎監の指導の下、学寮規則並びに学寮生活心得を遵守し、学寮の秩序を守るため規則正しい生活を営む。
- (2) 自己実現に向かって自主自律の涵養と自主学習に努める。
- (3) 共同生活を通して協働・協和の精神を身につけること。
- (4) 学寮の雰囲気作りと良い伝統確立に努める。

## 1. 学寮日課

日課は次の通りとし、寮生は日課を守り生活すること。

7 : 3 0	朝の点呼
6 : 1 5 ~ 8 : 1 5	朝食
8 : 3 0	登校
1 6 : 3 0	下校
1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 3 0	夕食
1 8 : 3 0 ~ 2 3 : 0 0	入浴
2 1 : 0 0	門限
2 1 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0	夜の点呼・清掃
2 2 : 0 0	学習時間
2 3 : 0 0	消灯

## 2. 門限

門限は午後9時とする。塾や部活動の大会等で門限に間に合わない場合は、事前に舎監に連絡し許可を受けること。

## 3. 欠席・外出・外泊・帰省届

- (1) 欠席届は本人が記入し、舎監の許可を受けること。舎監と保護者は欠席生の理由を学校（担任）へ連絡すること。
- (2) 寮生は早退する場合は担任へ連絡すること。担任は舎監・教頭へ連絡すること
- (3) 外出の際は舎監に連絡し、許可を得ること。
- (4) 寮生の外泊は認めない。但し、親族の引き受け人がいる場合は保護者の確認のもと、特別に許可する。
- (5) 寮生は帰省する場合、帰省届を提出し、保護者から寮へ連絡を入れる。
- (6) 台風等の自然災害を含めた閉寮の場合、原則として帰宅とする。ただし、離島・遠隔地の生徒の場合は保証人が引き取る。病気の場合もこれに準ずる。

## 4. 部外者

- (1) 部外者の建物への立ち入りや宿泊は認めない。但し、家族はその限りではない。
- (2) 部外者等の面会人は面会記録簿に記入し、舎監の許可を得ること。
- (3) 面会時間は午後8時30分までとする。

## 5. 部屋の使用

- (1) 部屋の使用は同居者と協力し、常に整理整頓・衛生的に使用すること。
- (2) 部屋の備品等の使用は大切に取り扱い、壁への釘打ち等は禁止とする。
- (3) 部屋での食事や、食堂の食器を部屋に持ち込むことは禁止とする。
- (4) 外出する場合は戸締まり・施錠を徹底すること。
- (5) TV・TVゲーム・ビデオ・電気ストーブ・冷蔵庫等電化製品の部屋への持ち込みは禁止する。

#### 6. 学習時間・学習室利用

- (1) 学習時間は自学習に取組み、学力向上に努めること。
- (2) 学習室は協力して使用し、私物等を置かないこと。
- (3) 学習室使用は午後11時までとする。

#### 7. 点呼・清掃

- (1) 午前7時30分と午後9時に点呼を行う。点呼には全寮生徒は必ず出席すること。
- (2) 学寮内の美化・衛生管理のため美化清掃活動を行うこと。
- (3) ゴミの分別は徹底すること。

#### 8. 食堂の利用

- (1) 食事は午後8時30分までとする。食後の食器等の片付けは各自で行うこと。
- (2) 休日の食堂利用は生徒用備え付け調理器具を利用すること。利用後は食器等片づけを行い、衛生面に注意すること。
- (3) 調理室の無断使用は禁止する。

#### 9. その他

- (1) 入浴時間は午後10時30分までとし節水に努めること。
- (2) 洗面室・洗濯室の衛生保持に努めること。また、私物は置かないこと
- (3) アルバイトは原則認めない。但し、学校の許可を得ているものは認めるが、午後9時(門限)に間に合わせることにする。
- (4) 土日、祝祭日の食事は各自で用意すること。

この規則は、昭和50年3月24日より施行する。

この規則は、平成23年3月31日改正し、平成23年4月1日施行する。

この規則は、令和7年3月31日改正し、令和7年4月1日施行する。

この規則は、令和8年3月31日改正し、令和8年4月1日施行する。